

## 統一教会から被害を受けた皆さまへ

2026年5月20日

全国統一教会被害対策弁護士団

本日から清算人が債権申出の受付を始めました。債権申出期間は本日から2027年5月20日までの1年間です。被害者の方が債権申出を行い、債権として認められれば、統一教会の潤沢な財産から弁済を受けることができますので、当弁護士団としては、皆さまの被害救済につながるものと考えています。

期間経過後に申出をしても、直ちに救済の可能性が否定されるわけではありませんが、もしその時点で統一教会に財産が残っていなければ、弁済を受けられないこととなります。その意味で、この期間内に申出をすることが、被害救済を受けるほぼ最後の機会にもなりかねません。

債権申出は、清算人が準備した債権申出フォームを利用するか、書面で行うこととなります。

ご本人が申出を行うことも可能ですが、損害の全容を把握しつつ、統一教会の違法性について事情を整理して適切に賠償請求を行うためには、統一教会問題に精通した弁護士が、第三者・専門家の立場から丁寧に聴取し整理することが不可欠です。また、債権申出フォームを利用する場合には、かなりの数の項目を入力しなければならず、特に高齢者の方にとっては容易に入力できるものではありません。

そのため、被害者の方が適切に救済を受けるためには、この問題に精通している弁護士にご依頼いただくことがもっとも良い選択肢であると考えます。是非、当弁護士団にご相談ください。献金・物品購入等の財産的被害を被った方だけでなく、統一教会から著しい精神的苦痛を受けた方、幼い頃から2世として苦しい思いをされてきた方、家族の方、相続人の方などからの相談も受け付けております。当弁護士団の相談窓口は以下となります。

電話相談：03-6261-6653（月～金の10時半～15時半）

フォーム相談：

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSf9WeZJOYt3QB1gHsDtMV03RLmm8PvELA4VTKGspBj1ByTwWw/viewform>（365日24時間）



ご相談料は無料です。

ご依頼いただく場合の着手金・実費は計3万8000円（税込）ですが、終了時の後払いであり、弁済があれば報酬金と併せて差し引かせていただきます。経済的にお支払が難しい方についてもできる限り対応したいと考えておりますのでご相談ください。以上